

○ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

| | 改 正 | 後 | 現 行 |
|--|--------|---|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

二のユニット（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第百四十二条に規定するユニットをいう。口において同じ。）ごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が一以上であること。

口

併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(+) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

- a 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十五以下の特別養護老人ホームにあっては、一以上

- b 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十六以上六十以下の特別養護老人ホームにあっては、二以上

- c 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が六十一以上八十以下の特別養護老人ホームにあっては、三以上

- d 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が八十一以上百以下の特別養護老人ホームにあっては、四以上

二のユニット（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第百二十二条に規定するユニットをいう。口において同じ。）ごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が一以上であること。

口

併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(+) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

- a 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十五以下の特別養護老人ホームにあっては、一以上

- b 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十六以上六十以下の特別養護老人ホームにあっては、二以上

- c 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が六十一以上八十以下の特別養護老人ホームにあっては、三以上

- d 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が八十一以上百以下の特別養護老人ホームにあっては、四以上

e 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百一以上の特別養護老人ホームにあっては、四に、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百を超えて二十五又はその端数を増すごとに一千を加えて得た数以上

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

- a 利用者の数が二十五以下の併設事業所にあっては、併設本体施設（指定居宅サービス基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上
- b 利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、二以上
- c 利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、三以上
- d 利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上
- e 利用者の数が百一以上の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上

e 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百一以上の特別養護老人ホームにあっては、四に、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百を超えて二十五又はその端数を増すごとに一千を加えて得た数以上

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

- a 利用者の数が二十五以下の併設事業所にあっては、併設本体施設（指定居宅サービス基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上
- b 利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、二以上
- c 利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、三以上
- d 利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上
- e 利用者の数が百一以上の併設事業所にあっては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上

は看護職員に加えて、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すこと一を加えて得た数以上(2)併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準二のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

ハ 夜勤職員配置加算(I)又は(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 短期入所生活介護費を算定していること。

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

二 指定期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)を算定すべき指

は看護職員に加えて、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すこと一を加えて得た数以上

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準二のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

ハ 夜勤職員配置加算(I)又は(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 短期入所生活介護費を算定していること。

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

二 指定期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)を算定すべき指

定期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上（指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数（以下この号において「利用者等の数」という。）が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上）であること。

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a (一)に掲げる基準に該当すること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいこととする。

- i 一又は二の病棟を有する病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）が介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換（以下「転換」という。）を行つて開設した介護老人保健施設であること（一の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限る。）。
- ii 病院又は夜勤を行う看護職員若しくは介護職員の数が一以上である一般病床若しくは療養病床を有する診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に併設する介護老人保健施設であること。

- iii 併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有す

定期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上（指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数（以下この号において「利用者等の数」という。）が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上）であること。

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a (一)に掲げる基準に該当すること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいこととする。

- i 一又は二の病棟を有する病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）が介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換（以下「転換」という。）を行つて開設した介護老人保健施設であること（一の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限る。）。
- ii 病院又は夜勤を行う看護職員若しくは介護職員の数が一以上である一般病床若しくは療養病床を有する診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に併設する介護老人保健施設であること。

- iii 併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有す

る診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること。

b 夜勤を行う看護職員の数が利用者等の数を四十一で除して得た数以上であること。

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上であること。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては、一以上でよいこと。

b 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

c aの規定にかかわらず、病院が転換した介護老人保健施設であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

i 一又は二の病棟を有する病院が転換を行つて開設した介護老人保健施設であること（一の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換を行つて開設した場合に限る。）。

ii 病院に併設する介護老人保健施設であること。

iii 併設する病院の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること。

d aの規定にかかわらず、一般病床又は療養病床を有す

る診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること。

b 夜勤を行う看護職員の数が利用者等の数を四十一で除して得た数以上であること。

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上であること。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては、一以上でよいこと。

b 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

c aの規定にかかわらず、病院が転換した介護老人保健施設であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

i 一又は二の病棟を有する病院が転換を行つて開設した介護老人保健施設であること（一の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換を行つて開設した場合に限る。）。

ii 病院に併設する介護老人保健施設であること。

iii 併設する病院の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること。

d aの規定にかかわらず、一般病床又は療養病床を有す

る診療所が転換を行つて開設した介護老人保健施設であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かなければできる。

i 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上である一般病床又は療養病床を有する診療所に併設する介護老人保健施設であること。

(2)

ii 併設する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が十九以下であること。

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定するユニットをいう。以下口において同じ。）ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 及び(1)(2)bに掲げる基準に該当すること。

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 及び(1)(3)bに掲げる基準に該当すること。

る診療所が転換を行つて開設した介護老人保健施設であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かなければできる。

i 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上である一般病床又は療養病床を有する診療所に併設する介護老人保健施設であること。

(2)

ii 併設する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が十九以下であること。

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定するユニットをいう。以下口において同じ。）ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 及び(1)(2)bに掲げる基準に該当すること。

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 及び(1)(3)bに掲げる基準に該当すること。

(3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次の基準に適合していること。

(一) 利用者等の数が四十以上の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二を超えていること。

(二) 利用者等の数が四十以下の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二を超えていること。

口

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であること。

(二) 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(三) 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること

(3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次の基準に適合していること。

(一) 利用者等の数が四十以上の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二を超えていること。

(二) 利用者等の数が四十以下の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二を超えていること。

口

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であること。

(二) 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(三) 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること

。

(2)

ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ(2)イ(1)の規定を準用する。

(3)

夜間勤務等看護(I)から(V)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(イ) 夜間勤務等看護(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であること。

b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(二) 夜間勤務等看護(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ(1)の規定を準用する。この場合において、(一)a中「十五」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。

(三) 夜間勤務等看護(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a (一)の規定を準用する。この場合は、「看護職員」とあるのは、「看護職員又は介護職員」と読み替えるものとする。

b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(四) 夜間勤務等看護(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

。

(2)

ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ(2)イ(1)の規定を準用する。

(3)

夜間勤務等看護(I)から(V)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(イ) 夜間勤務等看護(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であること。

b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(二) 夜間勤務等看護(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ(1)の規定を準用する。この場合において、(一)a中「十五」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。

(三) 夜間勤務等看護(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a (一)の規定を準用する。この場合は、「看護職員」とあるのは、「看護職員又は介護職員」と読み替えるものとする。

b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(四) 夜間勤務等看護(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1)の規定を準用する。この場合において、(1)(一)中「三十」とあるのは「二十」と、(1)(三)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。

(削除)

三 認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。以下この号において同じ。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）ごとに一以上であること。

(削除)

(1)の規定を準用する。この場合において、(1)(一)中「三十」とあるのは「二十」と、(1)(三)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。

三 指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 認知症対応型共同生活介護費又は短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。以下この号において同じ。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）ごとに一以上であること。

ロ (2) 夜間ケア加算(I)又は(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜間ケア加算(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 認知症対応型共同生活介護費(I)又は短期利用共同生活介護費(I)を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護従業者の数が、イに規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに必要な数に一を加えた数以上であること。

(一) 夜間ケア加算(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(二) 認知症対応型共同生活介護費(I)又は短期利用共同生活介

四

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

護費(Ⅱ)を算定していること。

四

指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ロ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

第一号ロ(2)の規定を準用する。

二 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

第一号ロ(2)の規定を準用する。

二 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (1)(2)に掲げる基準に該当するものであること。

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) (1)(2)に掲げる基準に該当するものであること。

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (3)(2)に掲げる基準に該当すること。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービスを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービスを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービスはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) (3)(2)に掲げる基準に該当すること。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービスを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(2)の規定を準用する。

口

旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(2)の規定を準用する。

ハ 夜勤職員配置加算(I)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(II)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(-) 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(I)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 口に該当すること。

(二) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
(三) 口に掲げる基準に該当するものであること。

第一号口(2)の規定を準用する。

口

旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(2)の規定を準用する。

ハ 夜勤職員配置加算(I)イ若しくは口又は夜勤職員配置加算(II)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(-) 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(I)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 口に該当すること。

(二) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
(三) 口に掲げる基準に該当するものであること。

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(-) ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措

置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十人以上五十人以下であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に

規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え

た数以上であること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(-) (3)に該当するものであること。

(二) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(三) (3)に掲げる基準に該当するものであること。

六 介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基

準

介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス
費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条
件に関する基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービス
の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護保健施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)一の規定を準用する。

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)二の規定を準用する。

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(-) ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措

置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十人以上五十人以下であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に

規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え

た数以上であること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(-) (3)に該当するものであること。

(二) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(三) (3)に掲げる基準に該当するものであること。

六 介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基

準

介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス
費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条
件に関する基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービス
の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護保健施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)一の規定を準用する。

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保健施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)二の規定を準用する。

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)(3)の規定を準用する。

口 ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施

設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護保

健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(一)の規定を準用する。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保

健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(二)の規定を準用する。

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保

健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(三)の規定を準用する。

ハ 夜勤職員配置加算を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤

を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(3)の規定を準用する。

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護

療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費又は療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療

養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)(3)の規定を準用する。

口 ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施

設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護保

健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(一)の規定を準用する。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護保

健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(二)の規定を準用する。

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保

健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(三)の規定を準用する。

ハ 夜勤職員配置加算を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤

を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(3)の規定を準用する。

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護

療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費又は療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療

養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(2)の規定を準用する。

ハ 夜間勤務等看護(1)から(4)までを算定すべき指定介護療養施設
サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(3)の規定を準用する。

八 指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に
関する基準

イ 単独型介護予防短期入所生活介護費又は単独型ユニット型介
護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所
生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護
予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する
基準

第一号イ(1)の規定を準用する。

(2) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべ
き指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条
件に関する基準

第一号イ(2)の規定を準用する。

ロ 併設型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介
護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所
生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護
予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する
基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべ
き指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条
件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

第二号ロ(2)の規定を準用する。

ハ 夜間勤務等看護(1)から(4)までを算定すべき指定介護療養施設
サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(3)の規定を準用する。

八 指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に
関する基準

イ 単独型介護予防短期入所生活介護費又は単独型ユニット型介
護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所
生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護
予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する
基準

第一号イ(1)の規定を準用する。

(2) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべ
き指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条
件に関する基準

第一号イ(2)の規定を準用する。

ロ 併設型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介
護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所
生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護
予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する
基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべ
き指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条
件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- 第二号イ(1)(一)の規定を準用する。

- (三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- 第二号イ(1)(二)の規定を準用する。

- (四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- 第二号イ(1)(三)の規定を準用する。

(2)

- ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(一)の規定を準用する。

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- 第二号イ(1)(一)の規定を準用する。

- (三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- 第二号イ(1)(二)の規定を準用する。

(2)

第二号イ(1)(三)の規定を準用する。

- ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(一)の規定を準用する。

- (2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護の夜勤を費(Ⅳ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)の規定を準用する。

(3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)(3)の規定を準用する。

口
介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(3)の規定を準用する。

病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(2)の規定を準用する。

(3) 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)の規定を準用する。

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)の規定を準用する。

(四) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(3)の規定を準用する。

口
病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(2)の規定を準用する。

(3) 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号口(3)の規定を準用する。

十
介護予防認知症対応型共同生活介護費又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第三号の規定を準用する。

第二号口(3)の規定を準用する。

十
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第三号の規定を準用する。